

優良産廃処理業者育成支援アドバイザー派遣要綱

(目的)

第1条 一般社団法人長崎県産業資源循環協会（以下「協会」という）は、長崎県内の産業廃棄物処理業者のなかで「優良産廃処理業者認定制度」の取得希望者の事務所に赴き、希望者の抱える問題点に対して直接、問題解決のための相談・指導を行うアドバイザーを派遣する。

(派遣箇所)

第2条 年10箇所とし、地区の分け方は以下を基本とする。ただし、必要に応じ長崎県と協議の上、派遣すべき箇所について変更することができる

・長崎市	2箇所
・佐世保市及び県南地区	1箇所
・県央地区	3箇所
・離島地区（五島）	2箇所
・離島地区（壱岐・対馬）	2箇所

(派遣期間及び時間)

第3条 派遣する期間は、7月4日から3月29日とし、土日祝日は派遣しない。また、1回あたりの派遣時間は約3時間を基本とする。

(派遣費用)

第4条 派遣にかかる費用は、協会負担とする。

(派遣手続)

第5条 アドバイザーの派遣を希望する者は、原則として派遣希望日の3週間前までに、優良産廃処理業者育成支援アドバイザー派遣申込書を、協会に提出するものとする。

(派遣の拒否)

第6条 協会は、アドバイザー派遣の申込に対して、派遣回数及び予算の範囲内において実施し、これを超える場合および諸般の事情により実施困難な場合は派遣を拒否することができる。

(審査および通知)

第7条 協会は、派遣申込書を審査し、申込者にその派遣の可否を通知するものとする。

附則

この要綱は、平成30年7月4日から施行する。